

農業振興地域制度の概要

農業振興地域とは

「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」（昭和44年法律第58号）に基づき、農業水産大臣が「農用地等の確保等に関する基本指針」を作成し、この基本指針に基づき、都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を定め、一定の地域を「農業振興地域」として指定します。

「農業振興地域」の指定は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域で、次の掲げる要件の全てを備えるものについて行うこととなっています。

農業振興地域の指定要件（「農振法」第6条第2項）

1. その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。
2. その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。
3. 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。

農業振興地域農用地とは

県知事が指定した「農業振興地域」について、市は「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていこうとする優良農地について、「農用地等」として利用すべき土地の区域（農用地区域）を指定します。これを「農用地利用計画」といい、これで指定された「農用地等」を「農業振興地域農用地」（いわゆる青地）といいます。

農用地等とは

1. 農地及び採草放牧地（農用地）
耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地
2. 混牧林地
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。）
3. 土地改良施設用地
農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
4. 農業用施設用地
耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設のうち、農林水産省令で定めるものに供される土地

- (1) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- (2) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
- (3) 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、管理する次に掲げる施設
 - ア. 主として、自己の生産する農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
 - イ. 主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設
- (4) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設（農業廃棄物処理施設）